

「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」(平成10年3月30日付け10農産第2122号農産園芸局長通達)の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(目的及び定義) 第1 植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)、同法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。)に基づき、規則別表1の2及び別表2の2に掲げる植物又は検疫指定物品(以下「<u>検疫措置要求植物等</u>」という。)に係る輸入検疫を斉一かつ円滑に実施するため、この要領を定める。 2 <u>検疫措置要求植物等</u>の輸入検疫は、この要領によるほか、「輸入木材検疫要綱」(昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達)、「輸入穀類等検疫要綱」(昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達)、「海上コンテナ詰輸入植物検疫要領」(昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達)、「輸入木材検疫要綱の運用基準」(昭和51年3月1日付け50農蚕第7551号農蚕園芸局長通達)、「輸入種苗検疫要綱」(昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達)、「特定重要病害虫検疫要綱」(昭和53年12月4日付け53農蚕第8308号農蚕園芸局長通達)、「<u>輸入青果物検疫要綱</u>」(昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号農蚕園芸局長通達)及び「<u>検疫指定物品検疫要綱</u>」(令和5年3月24日付け4消安第7162号消費・安全局長通知)に基づき実施するものとする。 3 この要領は、貨物、携帯品、郵便物として輸入される<u>検疫措置要求植物等</u>(輸入後、我が国において精選、加工・調整等の処理を行った上で再輸出することを目的として輸入される植物を含む。以下同じ。)につ	(目的及び定義) 第1 植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)、同法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。)に基づき、規則別表1の2及び別表2の2に掲げる植物(以下「<u>検疫措置要求植物</u>」という。)に係る輸入検疫を斉一かつ円滑に実施するとともに、規則別表2の2に定める基準の確認に係る<u>手続を実施する</u>ため、この要領を定める。 2 <u>検疫措置要求植物</u>の輸入検疫は、この要領によるほか、「輸入木材検疫要綱」(昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達)、「輸入穀類等検疫要綱」(昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達)、「海上コンテナ詰輸入植物検疫要領」(昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達)、「輸入木材検疫要綱の運用基準」(昭和51年3月1日付け50農蚕第7551号農蚕園芸局長通達)、「輸入種苗検疫要綱」(昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達)、「特定重要病害虫検疫要綱」(昭和53年12月4日付け53農蚕第8308号農蚕園芸局長通達)及び「<u>輸入青果物検疫要綱</u>」(昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号農蚕園芸局長通達)に基づき実施するものとする。 3 この要領は、貨物、携帯品、郵便物として輸入される<u>検疫措置要求植物</u>(輸入後、我が国において精選、加工・調整等の処理を行った上で再輸出することを目的として輸入される植物を含む。以下同じ。)につ

いて適用するものとする。

(削る。)

(削る。)

4・5 (略)

6 規則別表 1 の 2 の 9 の項及び別表 2 の 2 の 8 の項から 13 の項までの植物の欄に掲げる生植物の地下部（規則別表 2 の 2 の 12 の項に掲げるアヌビアス属植物及びアンスリューム属植物にあつては生植物）であつて、バーミキュライト、パーライト、みずごけ、ピートモス、ロックウール、やしがら、へご、バーク、人工礫、木炭等の資材及びこれらの混合物を用い、土と隔絶された環境で育成されたものについても、檢疫措置要求植物等に該当する。

ただし、二国間協議等により別途定めるものを除くものとする。

7 規則別表 1 の 2 の 1 の項、2 の項、5 の項、9 の項及び 11 の項から

て適用するものとする。

4 規則第 9 条第 3 号に規定する「植物（別表 1 の 2 に掲げる地域において栽培されたものを除く。）」とは、栽培されずに自然の環境下で生育しているものをいう。

5 次の植物は前項の植物（規則別表 1 の 2 に掲げる地域において栽培されたものを除く。）と同等物とみなすものとする

(1) 規則別表 1 の 2 の 3 の項から 9 の項までの植物の欄に掲げる生植物の地下部であつて、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの。

(2) 規則別表 1 の 2 の 10 の項、19 の項及び 21 の項の植物の欄に掲げる種子であつて、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの。

(3) 規則別表 1 の 2 の 1 の項、2 の項、7 の項、11 の項から 18 の項まで及び 24 の項の植物の欄に掲げる生植物であつて、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの。

6・7 (略)

8 規則別表 1 の 2 の 3 の項から 9 の項までの植物の欄に掲げる生植物の地下部（規則別表 1 の 2 の 7 の項に掲げるアヌビアス属植物及びアンスリューム属植物にあつては生植物）であつて、バーミキュライト、パーライト、みずごけ、ピートモス、ロックウール、やしがら、へご、バーク、人工礫、木炭等の資材及びこれらの混合物を用い、土と隔絶された環境で育成されたものについても、檢疫措置要求植物に該当する。
ただし、二国間協議等により別途定めるものを除くものとする。

9 規則別表 1 の 2 の 1 の項から 9 の項まで及び 11 の項から 18 の項ま

14 の項までの植物の欄に掲げる生植物並びに規則別表 2 の 2 の 1 の項から 19 の項まで、21 の項、27 の項及び 40 の項の植物の欄に掲げる生植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、これらの項に掲げる検疫有害動植物が付着しない状態で輸入される植物は、検疫措置要求植物等に該当しないものとする。

8 規則別表 1 の 2 及び別表 2 の 2 に掲げる輸出国の政府機関とは、検疫措置要求植物等について我が国に輸出をしようとする国又は地域の政府機関をいう。

(輸出国の政府機関に対する要求事項)

第 2 検疫措置要求植物等に係る輸出国の政府機関に対する要求事項(以下「要求事項」という。)は、別記 1 及び別記 2 のとおりとする。

(検査証明書の追記の確認)

第 3 植物防疫官は、検疫措置要求植物等の輸入検査に先立ち、当該植物に添付された検査証明書に、第 2 の要求事項を満たしている旨の追記がなされていることを確認する。

検査証明書に、規則別表の該当項目に応じた要求事項を満たしている旨の追記がなされている場合、第 2 の要求事項を満たしたものとみなす。

2 植物防疫官は、検疫措置要求植物等が再輸出されたものである場合には、添付された再輸出証明書(再輸出国の検査証明書を含む。)に検疫措置要求植物等の生産国が発行した検査証明書(原本又は写し)が添付されており、かつ、第 2 の要求事項を満たしている旨の追記がなされていることを確認する。

3 植物防疫官は、別記 1 及び別記 2 に掲げる要求事項以外の方法で検

での植物の欄に掲げる生植物並びに規則別表 2 の 2 の 6 の項から 12 の項まで、15 の項、18 の項、19 の項、21 の項、32 の項及び 43 の項の植物の欄に掲げる生植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、これまでの項に掲げる検疫有害動植物が付着しない状態で輸入される植物は、検疫措置要求植物に該当しないものとする。

10 規則別表 2 の 2 に掲げる輸出国の政府機関とは、検疫措置要求植物について我が国に輸出をしようとする国又は地域の政府機関をいう。

(輸出国の政府機関に対する要求事項)

第 2 検疫措置要求植物に係る輸出国の政府機関に対する要求事項(以下「要求事項」という。)は、別記 1 及び別記 2 のとおりとする。

(検査証明書の追記の確認)

第 3 植物防疫官は、検疫措置要求植物の輸入検査に先立ち、当該植物に添付された検査証明書に、第 2 の要求事項を満たしている旨の追記がなされていることを確認する。

検査証明書に、規則別表の該当項目に応じた要求事項を満たしている旨の追記がなされている場合、第 2 の要求事項を満たしたものとみなす。

2 植物防疫官は、検疫措置要求植物が再輸出されたものである場合には、添付された再輸出証明書(再輸出国の検査証明書を含む。)に検疫措置要求植物の生産国が発行した検査証明書(原本又は写し)が添付されており、かつ、第 2 の要求事項を満たしている旨の追記がなされていることを確認する。

3 植物防疫官は、別記 1 及び別記 2 に掲げる要求事項以外の方法で検査

査した旨を追記した証明書が添付された検疫措置要求植物等については、第2の要求事項を満たしたものとみなさない。

(追記不備の措置)

第4 植物防疫官は、第3の結果、第2の要求事項を満たしている旨の追記がなされていないと認めた場合には、自らこれを廃棄(焼却等の措置をいい、積戻しを含む。以下同じ。)し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。

ただし、当該植物が規則別表1の2の9の項及び別表2の2の8の項から13の項までに掲げる植物(規則別表2の2の12の項に掲げるアヌビアス属植物及びアンスリューム属植物を除く。)に該当するときであって、輸入者から当該植物の地下部を除去して地上部を輸入したい旨の申出があり、次の各号全てを満たすときに限り、輸入検査を実施した後にその地下部の除去を認めることができる。

(1)～(3) (略)

2 植物防疫官は、第3の確認の結果、第2の要求事項を満たしている旨の追記がなされていないと認めた検疫措置要求植物等については、輸入後の用途変更を認めないものとする。ただし、前項ただし書きにより地下部を除去して地上部の輸入を認めたものについては、この限りでない。

(輸入検査及び措置)

第5 (略)

(削る。)

した旨を追記した証明書が添付された検疫措置要求植物については、第2の要求事項を満たしたものとみなさない。

(追記不備の措置)

第4 植物防疫官は、第3の結果、第2の要求事項を満たしている旨の追記がなされていないと認めた場合には、自らこれを廃棄(焼却等の措置をいい、積戻しを含む。以下同じ。)し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。

ただし、当該植物が規則別表1の2の3の項から9の項までに掲げる植物(規則別表1の2の7の項に掲げるアヌビアス属植物及びアンスリューム属植物を除く。)に該当するときであって、輸入者から当該植物の地下部を除去して地上部を輸入したい旨の申出があり、次の各号全てを満たすときに限り、輸入検査を実施した後にその地下部の除去を認めることができる。

(1)～(3) (略)

2 植物防疫官は、第3の確認の結果、第2の要求事項を満たしている旨の追記がなされていないと認めた検疫措置要求植物については、輸入後の用途変更を認めないものとする。ただし、前項ただし書きにより地下部を除去して地上部の輸入を認めたものについては、この限りでない。

(輸入検査及び措置)

第5 (略)

2 植物防疫官は、別記3により確認した作業計画に基づき表示、封印等のこん包条件を要求する植物の場合にあつては、輸入検査において、こん包条件の適否を確認しなければならない。なお、当該こん包条件を満たさないときは、自ら当該植物を廃棄し、又は輸入者若しくは管理者に

2 植物防疫官は、1 項の輸入検査（法第 8 条第 7 項の規定に基づき、更に隔離栽培による検査を行う場合にあっては、当該検査を含む。）の結果、規程第 2 条第 1 項に規定する場合に該当すると認めた場合は、これを合格とする。

3 植物防疫官は、輸入検査の結果、第 2 の要求事項の対象とする検疫有害動植物の付着を認めた場合は、自ら当該植物を廃棄し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。ただし、規則別表 1 の 2 の 9 の項及び別表 2 の 2 の 8 の項から 13 の項までに掲げる検疫有害動物が認められた場合は、第 4 の 1 項のただし書を準用することができる。

4 植物防疫官は、輸入検査の結果、規則別表 1 の 2 の 1 の項及び 3 の項から 5 の項まで並びに規則別表 2 の 2 の 1 の項、 2 の項及び 7 の項に掲げる検疫有害動植物の付着を認めた場合は、前項の規定にかかわらず、自ら当該植物を消毒し、又は輸入者若しくは管理者に消毒すべきことを命じることができる。

(削る。)

(植物検疫に関する政府機関を有しない国から輸出される検疫措置要求植物等)

廃棄すべきことを命じなければならない。

3 植物防疫官は、1 項の輸入検査（法第 8 条第 7 項の規定に基づき、更に隔離栽培による検査を行う場合にあっては、当該検査を含む。）の結果、規程第 2 条の各号に該当すると認めた場合は、これを合格とする。

4 植物防疫官は、輸入検査の結果、第 2 の要求事項の対象とする有害動植物の付着を認めた場合は、自ら当該植物を廃棄し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。ただし、規則別表 1 の 2 の 3 の項から 9 の項までに掲げる栽培地検査対象検疫有害動物が認められた場合は、第 4 の 1 項のただし書を準用することができる。

5 植物防疫官は、輸入検査の結果、規則別表 1 の 2 の 2 の項並びに規則別表 2 の 2 の 6 の項から 8 の項まで及び 13 の項から 15 の項までに掲げる検疫有害動植物の付着を認めた場合は、前項の規定にかかわらず、自ら当該植物を消毒し、又は輸入者若しくは管理者に消毒すべきことを命じることができる。

(輸入禁止)

第 6 植物防疫官は、第 1 の 4 項の植物又は第 1 の 5 項の (1) から (3) までの植物が輸入された場合は、法第 9 条第 3 項に基づきこれを廃棄するものとする。ただし、当該植物が法第 7 条第 1 項ただし書に基づき農林水産大臣の許可を得たものである場合には、「輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱」(平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2441 号農産園芸局長通達) により取扱う。

(植物検疫に関する政府機関を有しない国から輸出される検疫措置要求植物)

第6 規則別表1の2及び規則別表2の2に掲げる地域のうち植物検疫に係る政府機関を有しない国から輸出される検疫措置要求植物等は、当該地域における必要な検疫措置が実施されないため、輸入を認めないものとする。ただし、規則別表1の2の9の項及び別表2の2の8の項から13の項までに掲げる植物（規則別表2の2の12の項に掲げるアヌビアス属植物及びアンスリウム属植物を除く。）であって、輸入者から当該植物の地下部を除去して輸入したい旨の申出があった場合には、第4の1項のただし書及び2項のただし書を準用する。

(削る。)

別記1（第2関係）

規則別表1の2に掲げる植物又は検疫指定物品に係る基準の実施に関する輸出国への要求事項

検疫有害動植物等	要求事項
1 <u><i>Bactericera trigonica</i></u>	<u>当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことがで</u>

第7 規則別表1の2及び規則別表2の2に掲げる地域のうち植物検疫に係る政府機関を有しない国から輸出される検疫措置要求植物は、当該地域における必要な検疫措置が実施されないため、輸入を認めないものとする。ただし、規則別表1の2の3の項から9の項までに掲げる植物（規則別表1の2の7の項に掲げるアヌビアス属植物及びアンスリウム属植物を除く。）であって、輸入者から当該植物の地下部を除去して輸入したい旨の申出があった場合には、第4の1項のただし書及び2項のただし書を準用する。

(規則別表2の2に定める基準の確認に係る手続)

第8 規則別表2の2に定める基準に係る地域指定の手続又は殺虫処理の方法の確認手続は、別記3のとおりとする。

別記1（第2関係）

規則別表1の2に掲げる植物に関する輸出国への要求事項

検疫有害動植物	要求事項
1 <u><i>Aleurocanthus woglumi</i></u> <u>(ミカンクロトゲコナジラミ)</u>	<u>本害虫の防除が十分に行われたほ場(栽培施設を含む。)で栽培され、当該植物が輸出される前の3か月間、毎月1回栽培地検査(葉裏に渦巻状に産み付けられた卵の有無並びにすす病で汚染された葉裏の幼虫、蛹及び成虫の有無の検査)を行って本害虫の発生がないことを</u>

	きるものとし、当該消毒を行ったときは、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載及び当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。		確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
2 <u><i>Circulifer tenellus</i> (テンサイヨコバイ)</u>	当該植物が輸出される前に、茎葉に差し込むように産み付けられた卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	2 <u><i>Tuta absoluta</i> (トマトキバガ)</u>	当該植物の収穫までの2か月間、本害虫についてトラップによる監視及び防除が十分に行われたほ場（栽培施設を含む。）で栽培され、定期的に栽培地検査を行って本害虫の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
3 <u><i>Scolytus multistriatus</i> (セスジクイムシ)</u>	当該植物が輸出される前に、侵入孔及び脱出孔の有無並びに樹皮下の孔道内の幼虫、蛹及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行ったときは、その旨（当該消毒	3 <u><i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ)</u>	本線虫の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期に栽培地検査を行うとともに、当該植物の地下部及び培養資材について試料を採取し、検定を行って本線虫がい
4 <u><i>Scolytus scolytus</i> (ヨーロッパニレノクイムシ)</u>	ないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	4 <u><i>Heterodera schachtii</i> (テンサイシストセンチュウ)</u>	ないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

	を行った日付及びその方法を含む。)を検査証明書の所定の欄に記載及び当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。			
5 <u><i>Trioza apicalis</i></u>	当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行ったときは、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載及び当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。	5 <u><i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ)</u>		
6 <u><i>Zucchini green mottle mosaic virus</i></u>	(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について 次の方法により ELISA 法等の適切な血清	6 <u><i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ)</u>		

学的診断法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

ア 親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。

イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 100 粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し、検定に供すること。

(2) 生植物について

生育期間中又は収穫か

		<u>ら輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、ELISA 法等の適切な血清学的診断法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>			
7 <u>Broad bean stain virus</u> <u>(ソラマメステインウイルス)</u>		<u>次のいずれかの措置を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u> <u>(1) 採種用の親植物について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認すること。</u> <u>(2) 採種用の親植物又は種子について、次の方法により ELISA 法等の適切な血清学的診断法による検定を行って本ウイルスに侵され</u>	7 <u>Radopholus similis</u> (バナナネモグリセンチュウ)		

	<u>ていないことを確認すること。</u> <u>ア 親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。</u> <u>イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 100 粒ずつ行うこと。</u> <u>なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し、検定に供すること。</u>	
8 <u>Broad bean true mosaic virus (ソラマメトウルーモザイクウイルス)</u>	<u>(1) 種子について</u> <u>次のいずれかの措置を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>	8 <u>Meloidogyne enterolobii</u>

ア 採種用の親植物について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認すること。

イ 採種用の親植物又は種子について、次の方法により ELISA 法等の適切な血清学的診断法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認すること。

(ア) 親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。

(イ) 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最

大 100 粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の 10% を抽出し、検定に供すること。

(2) 生植物について

次のいずれかの措置を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

ア 媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認すること。

イ 生育期間中又は輸出前までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、ELISA 法等の適切な血清

	<u>学的診断法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認すること。</u>
9 <i>Xiphinema index</i> (ブドウオオハリセンチュウ)	<u>本線虫の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期間中に栽培地検査を行うとともに、当該植物の地下部及び培養資材について試料を採取し、検定を行って本線虫がいらないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>
10 (略)	(略)
11 <i>Deuterophoma tracheiphila</i>	<u>当該植物の生育期間中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>
12 <i>Peronospora chlorae</i> (トルコギキョウベと病菌)	<u>(1) 種子について</u> <u>採種用の親植物について、本菌の発生がない状態が維持されている地域(ほ場及び栽培施設を含む。)</u> <u>として輸出国の政府機関が指定する地域で栽培されたことを確認し、その旨を検査証明書に追記する</u>

9 <i>Xiphinema index</i> (ブドウオオハリセンチュウ)	
10 (略)	(略)
11 <i>Phytophthora kernoviae</i>	<u>本菌の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>
12 <i>Phytophthora ramorum</i>	

	<u>こと。</u> <u>(2) 生植物について</u> <u>本菌の発生がない状態が維持されている地域で栽培された親植物から採種された種子から生産され、本菌の発生がない状態が維持されている施設として輸出国の政府機関が指定する栽培施設で次の措置を行って栽培されたものについて、未使用の又は 60℃以上で 30 分間以上熱処理された培養資材が使用されていることを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u> <u>ア 栽培施設及び栽培に用いる器具の消毒</u> <u>イ 生育期間中の薬剤散布</u>
13 <i>Apiosporina morbosa</i>	当該植物の <u>生育期間中</u> に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
14 <i>Bretziella fagacearum</i>	<u>(1) 生植物について</u>

13 <i>Apiosporina morbosa</i>	当該植物の <u>生育期中</u> に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
14 <i>Bretziella fagacearum</i>	媒介昆虫の防除が十分に行

(ナラ類しおれ病菌)	媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場（栽培施設を含む。）で栽培され、当該植物の<u>生育期間中</u>に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 <u>(2) 培養資材及び根回りの被覆の用に供する資材について</u> <u>71℃以上で 75 分間以上の熱処理を受けたことを処理した日付とともに検査証明書の所定の欄に記載及び当該熱処理を実施して本菌に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</u>	(ナラ類しおれ病菌)	われたほ場（栽培施設を含む。）で栽培され、当該植物の<u>生育期中</u>に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 (新設)
15 <u>土又は植物残さ</u>	<u>規則第5条各号に掲げる指定物品（中古のものに限る。）について、輸出前に清掃が行われたこと及び輸出国の政府機関により行われた検査の結果土又は植物残さがないことを検査証明書に追記すること。</u>	15 <i>Deuterophoma tracheiphila</i>	<u>当該植物の生育期中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>

(削る。)	
(削る。)	
(削る。)	
(削る。)	
(削る。)	
(削る。)	
(削る。)	
(削る。)	
(削る。)	

<u>16</u> <u><i>Eutypa lata</i></u>	
<u>17</u> <u><i>Guignardia citricarpa</i></u>	<u>当該植物の着果期間中にその果実について栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>
<u>18</u> <u><i>Sphaeropsis tumefaciens</i></u> <u>(カンキツ類てんぐ巣病菌)</u>	<u>当該植物の生育期中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>
<u>19</u> <u><i>Curtobacterium flaccumfaciens</i></u> pv. <u><i>flaccumfaciens</i> (インゲンマメ萎ちょう細菌病菌)</u>	<u>採種用の親植物について、生育後期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>
<u>20</u> 削除	
<u>21</u> <u><i>Clavibacter michiganensis</i></u> subsp. <u><i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)</u>	<u>採種用の親植物について、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>
<u>22</u> 削除	
<u>23</u> 削除	
<u>24</u> <u><i>Plum pox virus</i> (ウメ輪紋ウイルス)</u>	<u>媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、当該植</u>

--	--

別記 2（第 2 関係）

規則別表 2 の 2 に掲げる植物に係る基準の実施に関する輸出国への要求事項

検疫有害動植物	要求事項
1 <u><i>Bactericera cockerelli</i></u>	<u>当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉又は果実に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行ったときは、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載及び当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</u>

	<u>物の生育初期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>
--	--

別記 2（第 2 関係）

規則別表 2 の 2 に定める基準の実施に関する輸出国への要求事項

検疫有害動植物	要求事項
1 <u><i>Anastrepha fraterculus</i></u> <u>（ミナミアメリカミバエ）</u>	<u>輸出国の政府機関が別記 3 の 1 の（1）に定める事項を記載した作業計画を作成し、かつ、当該作業計画が科学的かつ技術的な見地からみて適切であることを植物検疫当局（農林水産省消費・安全局植物防疫課及び植物防疫所（那覇植物防疫事務所を含む。）をいう。以下同じ。）により確認された場合、輸出国の政府機関は当該作業計画に基づいて行う監督の下、次のいずれかの措置を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u> <u>（1）本害虫が発生していない</u>

2	<u><i>Bactericera nigricornis</i></u>	<u>当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行ったときは、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載及び当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</u>	2	<u><i>Anastrepha grandis</i></u>	<u>状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が植物検疫当局に認められた手続により指定する地域において生産されること。</u>
3	<u><i>Diabrotica undecimpunctata</i>（ジュウイチホシウリハムシ）</u>	<u>当該植物が輸出される前に、根に損害を与える幼虫の有無及び茎葉に損害を与える成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>	3	<u><i>Anastrepha ludens</i>（メキシコミバエ）</u>	<u>（2）輸出国の政府機関が指定する処理施設において、植物検疫当局に認められた方法により本害虫の殺虫処理が行われること。なお、当該殺虫処理を行った場合は、その旨（当該殺虫処理を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に追記すること。</u>
4	<u><i>Naupactus leucoloma</i>（シロヘリクチブトゾウムシ）</u>		4	<u><i>Anastrepha obliqua</i>（ニシインドミバエ）</u>	
5	<u><i>Otiorhynchus ovatus</i>（イチゴクチブトゾウムシ）</u>		5	<u><i>Anastrepha suspensa</i>（カリブミバエ）</u>	

6 <u><i>Aleurocanthus woglumi</i></u> (ミカンクロトゲコナジラミ)	<u>本害虫の防除が十分に行われたほ場(栽培施設を含む。)で栽培され、当該植物が輸出されるまでの3か月間、毎月1回栽培地検査(葉裏に渦巻状に産み付けられた卵の有無並びにすす病で汚染された葉裏の幼虫、蛹及び成虫の有無の検査)を行って本害虫の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>
7 <u><i>Tuta absoluta</i></u> (トマトキバガ)	<u>当該植物の収穫までの2か月間、本害虫についてトラップによる監視及び防除が十分に行われたほ場(栽培施設を含む。)で栽培され、定期的に栽培地検査を行って本害虫の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>

6 <u><i>Bactericera cockerelli</i></u>	<u>当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉又は果実に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行った場合にあっては、その旨(当該消毒を行った日付及びその方法を含む。)を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</u>
7 <u><i>Bactericera nigricornis</i></u>	<u>当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行っ</u>

			<u>た場合にあっては、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</u>
8	<u>Meloidogyne chitwoodi</u> <u>（コロンビアネコブセンチュウ）</u>	<u>本線虫の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期間中に栽培地検査を行うとともに、当該植物の地下部及び培養資材について試料を採取し、検定を行って本線虫がいらないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>	当該植物が輸出される前に、<u>葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</u>
9	<u>Heterodera schachtii</u> （テ		当該植物が輸出される前に、
			9 <u>Circulifer tenellus</u>（テ

	<u>ンサイシストセンチュウ)</u>		<u>ンサイヨコバイ)</u>	<u>茎葉に差し込むように産み付けられた卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>
10	<u><i>Meloidogyne fallax</i> (ニセ コロンビアネコブセンチュウ)</u>	10	<u><i>Diabrotica undecimpunctata</i> (ジュウイチホシウリハムシ)</u>	<u>当該植物が輸出される前に、根に損害を与える幼虫の有無及び茎葉に損害を与える成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>
11	<u><i>Nacobbus aberrans</i> (ニセ ネコブセンチュウ)</u>	11	<u><i>Naupactus leucoloma</i> (シ ロヘリクチブトゾウムシ)</u>	<u>当該植物が輸出される前に、侵入孔及び脱出孔の有無並びに樹皮下の孔道内の幼虫、蛹及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認さ</u>
12	<u><i>Radopholus similis</i> (バナ ナネモグリセンチュウ)</u>	12	<u><i>Otiorhynchus ovatus</i> (イ チゴクチブトゾウムシ)</u>	
13	<u><i>Meloidogyne enterolobii</i></u>	13	<u><i>Scolytus multistriatus</i> (セスジクイムシ)</u>	

			れた場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。
14 <u>Eutypa lata</u>	当該植物の生育期間中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	14 <u>Scolytus scolytus</u> (ヨーロッパニレノキクイムシ)	
15 <u>Guignardia citricarpa</u>	当該植物の着果期間中にその果実について栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	15 <u>Trioza apicalis</u>	当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことがで

			<u>きるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</u>
16 <i>Phytophthora kernoviae</i>	<u>（１）生植物について</u> <u>本菌の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期間中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>	16 <i>Phytophthora kernoviae</i>	（新設）
17 <i>Phytophthora ramorum</i>	<u>（２）培養資材及び根回りの被覆の用に供する資材について</u> 71℃以上で 75 分間以上の熱処理を受けたことを処理した日付とともに検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該熱処理を実施して本菌に侵されていないことを検査証明書に追記すること。	17 <i>Phytophthora ramorum</i>	<u>培養資材及び根回りの被覆の用に供する資材について、71℃以上で 75 分間以上の熱処理を受けたことを処理した日付とともに検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該熱処理を実施して本菌に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</u>

18 (略)	(略)
19 <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	(1) 種子について 次のいずれかの措置を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア (略) イ 輸出までに、栽培検定又はPCR法、LAMP法等の適切な<u>遺伝子診断法</u>による検定を行うこと。検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した30,000粒について行うこと。なお、同一の荷口単位に含まれる種子が300,000粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の10%を抽出し、検定に供すること。 (2) 生植物について 以下のいずれかの種子

18 (略)	(略)
19 <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	(1) 種子について 次のいずれかの措置を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア (略) イ 輸出までに、栽培検定又はPCR法、LAMP法等の適切な<u>遺伝子的手法</u>による検定を行うこと。検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した30,000粒について行うこと。なお、同一の荷口単位に含まれる種子が300,000粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の10%を抽出し検定に供すること。 (2) 生植物について 以下のいずれかの種子

	であって本細菌に侵されていないことが確認されている種子から生産され、本細菌の汚染防止措置が行われているほ場（栽培施設を含む。）で栽培されたものについて、当該植物が輸出される前に、病徴の有無の検査を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア （略） イ 栽培検定又は PCR 法、LAMP 法等の適切な<u>遺伝子診断法</u>による検定を行った種子	
20 <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>	当該植物の<u>生育期間中</u>又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、PCR 法等の適切な<u>遺伝子診断法</u>による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	
	であって本細菌に侵されていないことが確認されている種子から生産され、本細菌の汚染防止措置が行われているほ場（栽培施設を含む。）で栽培されたものについて、当該植物が輸出される前に、病徴の有無の検査を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア （略） イ 栽培検定又は PCR 法、LAMP 法等の適切な<u>遺伝子的手法</u>による検定を行った種子	
20 <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>	当該植物の<u>生育期中</u>又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、PCR 法等の適切な<u>遺伝子的手法</u>による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	

21 <i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3	(1) 花粉について 本細菌の発生がない状態が維持されているほ場として輸出国の政府機関が指定するほ場で栽培された花から採取され、かつ、PCR 法等の適切な<u>遺伝子診断法</u>による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 (2) (略)
22 <i>Spiroplasma citri</i>	当該植物の展葉期に、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、ELISA 法等の適切な<u>血清学的診断法</u>又はPCR 法等の適切な<u>遺伝子診断法</u>による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
23 <i>Xylella fastidiosa</i>	
24 <i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイロイド)	(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について、<u>次の方法</u>によ

21 <i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3	(1) 花粉について 本細菌の発生がない状態が維持されているほ場として輸出国の政府機関が指定するほ場で栽培された花から採取され、かつ、PCR 法等の適切な<u>遺伝子的手法</u>による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 (2) (略)
22 <i>Spiroplasma citri</i>	当該植物の展葉期に、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、ELISA 法等の適切な<u>血清学的方法</u>又はPCR 法等の適切な<u>遺伝子的手法</u>による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
23 <i>Xylella fastidiosa</i>	
24 <i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイロイド)	(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について RT-PCR 法等の

り RT-PCR 法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

ア (略)

イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し、検定に供すること。

(2) 生植物について

生育期間中又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われ

適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

ア (略)

イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供すること。

(2) 生植物について

生育期中又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる

	る植物について、RT-PCR 法等の適切な <u>遺伝子診断法</u> による検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。		植物について、RT-PCR 法等の適切な <u>遺伝子的手法</u> による検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
25 <i>Pepino mosaic virus</i>	(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について、<u>次の方法により</u> ELISA 法等の適切な<u>血清学的診断法</u>又は RT-PCR 法等の適切な<u>遺伝子診断法</u>による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア (略) イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、ELISA 法等の<u>血清学的診</u>	25 <i>Pepino mosaic virus</i>	(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について ELISA 法等の適切な<u>血清学的方法</u>又は RT-PCR 法等の適切な<u>遺伝子的手法</u>による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア (略) イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、ELISA 法等の<u>血清学的方法</u>

	<u>断法</u>による検定にあつては最大 250 粒ずつ、RT-PCR 法等の<u>遺伝子診断法</u>による検定にあつては最大 400 粒ずつ行うこと。 なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し、検定に供すること。 (2) 生植物について <u>生育期間中</u>又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、ELISA 法等の適切な<u>血清学的診断法</u>又は RT-PCR 法等の適切な<u>遺伝子診断法</u>による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	
26 <i>Columnnea latent viroid</i>	(1) 種子について	

	<u>法</u>による検定にあつては最大 250 粒ずつ、RT-PCR 法等の<u>遺伝子的手法</u>による検定にあつては最大 400 粒ずつ行うこと。 なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供すること。 (2) 生植物について <u>生育期中</u>又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、ELISA 法等の適切な<u>血清学的方法</u>又は RT-PCR 法等の適切な<u>遺伝子的手法</u>による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	
26 <i>Columnnea latent viroid</i>	(1) 種子について	

採種用の親植物又は種子について、次の方法により RT-PCR 法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

ア (略)

イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し、検定に供すること。

(2) 生植物について

生育期間中又は収穫から輸出までに、同一の荷口

採種用の親植物又は種子について RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

ア (略)

イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供すること。

(2) 生植物について

生育期中又は収穫から輸出までに、同一の荷口単

	単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、RT-PCR 法等の適切な <u>遺伝子診断法</u> による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。		位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、RT-PCR 法等の適切な <u>遺伝子的手法</u> による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
27 <u><i>Sphaeropsis tumefaciens</i></u> (カンキツ類てんぐ巢病菌)	<u>当該植物の生育期間中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>	27 削除	
28 <i>Tomato apical stunt viroid</i>	(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について、<u>次の方法により RT-PCR 法等の適切な遺伝子診断法</u>による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア (略) イ 種子の検定は、輸出ま	28 <i>Tomato apical stunt viroid</i>	(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について RT-PCR 法等の適切な<u>遺伝子的手法</u>による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア (略) イ 種子の検定は、輸出ま

29 <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i>	でに、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。 なお、同一の荷口単位に含まれる種子が46,000粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の10%を抽出し、検定に供すること。	29 <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i>	でに、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。 なお、同一の荷口単位に含まれる種子が46,000粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の10%を抽出し検定に供すること。
30 <i>Pepper chat fruit viroid</i>	(2) 生植物について <u>生育期間中</u>又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、RT-PCR法等の適切な<u>遺伝子診断法</u>による検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	30 <i>Pepper chat fruit viroid</i>	(2) 生植物について <u>生育期中</u>又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、RT-PCR法等の適切な<u>遺伝子的手法</u>による検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

31 <i>Tomato planta macho viroid</i>	(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について、<u>次の方法により</u> RT-PCR 法等の適切な<u>遺伝子診断法</u>による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア (略) イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。 なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し、<u>検定</u>に供すること。 (2) 生植物について <u>生育期間中</u>又は収穫か		31 <i>Tomato planta macho viroid</i>	(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について RT-PCR 法等の適切な<u>遺伝子学的手法</u>による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア (略) イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。 なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供すること。 (2) 生植物について <u>生育期中</u>又は収穫から
---	---	--	---	--

		ら輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、RT-PCR 法等の適切な<u>遺伝子診断法</u>による検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。			輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、RT-PCR 法等の適切な<u>遺伝子的手法</u>による検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	
32	<u><i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i></u> (インゲンマメ萎ちょう細菌病菌)	<u>採種用の親植物について、生育後期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>		32	<u><i>Peronospora chlorae</i></u>	<u>(1) 種子について</u> <u>採種用の親植物について、本菌の発生がない状態が維持されている地域（ほ場及び栽培施設を含む。）として輸出国の政府機関が指定する地域で栽培されたことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u> <u>(2) 生植物について</u> <u>本菌の発生がない状態が維持されている地域で栽培された親植物から採種された種子から生産され、本菌の発生がない状態</u>

					<u>が維持されている施設として輸出国の政府機関が指定する栽培施設で次の措置を行って栽培されたものについて、未使用の又は 60℃以上で 30 分間以上熱処理された培養資材が使用されていることを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u> <u>ア 栽培施設及び栽培に用いる器具の消毒</u> <u>イ 生育期中の薬剤散布</u>
33	<i>Indian peanut clump virus</i>	(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について、 <u>次の方法により RT-PCR 法等の適切な遺伝子診断法</u> による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア (略) イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査		33	<i>Indian peanut clump virus</i> (1) 種子について 採種用の親植物又は種子について RT-PCR 法等の適切な <u>遺伝子学的手法</u> による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア (略) イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査

	規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。 なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し、検定に供すること。 (2) 生植物について 生育期間中又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、RT-PCR 法等の適切な<u>遺伝子診断法</u>による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。		規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。 なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供すること。 (2) 生植物について 生育期間中又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、RT-PCR 法等の適切な<u>遺伝子的手法</u>による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	
34 <i>Maize chlorotic mottle virus</i>	(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について、<u>次の方法によ</u>		(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について ELISA 法等の適	

り ELISA 法等の適切な血清学的診断法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

ア (略)

イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 100 粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し、検定に供すること。

切な血清学的方法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

ア (略)

イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、ELISA 法等の血清学的方法による検定及び RT-PCR 法等の遺伝子的手法による検定のいずれにあっても最大 100 粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供すること。

	(2) 生植物について 生育期間中又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、ELISA 法等の適切な<u>血清学的診断法</u>又は <u>RT-PCR 法</u>等の適切な<u>遺伝子診断法</u>による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。		(2) 生植物について 生育期間中又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、ELISA 法等の適切な<u>血清学的方法</u>又は <u>RTPCR 法</u>等の適切な<u>遺伝子的手法</u>による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	
35 <i>Pea early-browning virus</i>	(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について、<u>次の方法により</u> ELISA 法等の適切な<u>血清学的診断法</u>又は RT-PCR 法等の適切な<u>遺伝子診断法</u>による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア (略) イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会		(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について ELISA 法等の適切な<u>血清学的方法</u>又は RT-PCR 法等の適切な<u>遺伝子学的手法</u>による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア (略) イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会	

が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 3,100 粒について、最大 100 粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 31,000 粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し、検定に供すること。

(2) 生植物について

生育期間中又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、ELISA 法等の適切な血清学的診断法又は RT-PCR 法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本ウイルスに侵

が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 3,100 粒について、ELISA 法等の血清学的方法による検定及び RT-PCR 法等の遺伝子的手法による検定のいずれにあっても最大 100 粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 31,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供すること。

(2) 生植物について

生育期間中又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、ELISA 法等の適切な血清学的方法又は RTPCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵され

		されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。			ていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	
36	<i>Tomato brown rugose fruit virus</i>	(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について、 <u>次の方法により適切な遺伝子診断法</u> による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア 親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、RT-PCR 法等の適切な <u>遺伝子診断法</u> による検定を行うこと。 イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ、リアルタイム RT-PCR 法による		36	<i>Tomato brown rugose fruit virus</i>	(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について適切な <u>遺伝子学的手法</u> による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア 親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、RT-PCR 法等の適切な <u>遺伝子学的手法</u> による検定を行うこと。 イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ、リアルタイム RT-PCR 法による

	検定を行うこと。 なお、同一の荷口単位に含まれる種子が46,000粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の10%を抽出し、検定に供すること。 (2) 生植物について 生育期間中又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、RT-PCR法等の適切な<u>遺伝子診断法</u>による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	
37 <i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i>	生育期間中又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、ELISA法等の適切な血清学的診断法又はPCR法等の適切な<u>遺伝子診断法</u>による検定を行って本ウイルスに侵されていない	
	検定を行うこと。 なお、同一の荷口単位に含まれる種子が46,000粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の10%を抽出し検定に供すること。 (2) 生植物について 生育期間中又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、RT-PCR法等の適切な<u>遺伝子的手法</u>による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	
37 <i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i>	生育期間中又は収穫から輸出までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、ELISA法等の適切な血清学的診断法又はPCR法等の適切な<u>遺伝子的手法</u>による検定を行って本ウイルスに侵されていない	

		ことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。			ことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
38	<u>Plum pox virus (ウメ輪紋ウイルス)</u>	<u>媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、当該植物の生育初期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>		38	<u>Zucchini green mottle mosaic virus</u> (1) 種子について 採種用の親植物又は種子についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア 親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。 イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、ELISA 法等の血清学的方法による検定及び RT-PCR 等の遺伝子学的手法

			による検定のいずれに あっても最大100粒ずつ 行うこと。 なお、同一の荷口単位 に含まれる種子が 46,000粒未満の場合、当 該荷口単位に含まれる 種子数の10%を抽出し 検定に供すること。 (2) 生植物について 生育期間中又は収穫か ら輸出までに、同一の荷口 単位から無作為に抽出し た植物及び病徴の疑われ る植物について、ELISA 法 等の適切な血清学的方法 又は RT-PCR 法等の適切な 遺伝子的手法による検定 を行って本ウイルスに侵 されていないことを確認 し、その旨を検査証明書に 追記すること。
39	<u>Clavibacter</u> <u>michiganensis</u> subsp. <u>nebraskensis</u> (トウモロコシ 葉枯細菌病菌)	<u>採種用の親植物について、生 育最盛期に栽培地検査を行っ て本細菌の発生がないことを 確認し、その旨を検査証明書に</u>	39 <u>Broad bean stain virus</u> <u>(ソラマメステインウイル ス)</u> 次のいずれかの措置を行っ て本ウイルスに侵されていな いことを確認し、その旨を検査 証明書に追記すること。

追記すること。

(1) 採種用の親植物について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認すること。

(2) 採種用の親植物又は種子について、ELISA 法等の適切な血清学的方法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認すること。

ア 親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。

イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 100 粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位

			に含まれる種子が 46,000粒未満の場合、当 該荷口単位に含まれる 種子数の10%を抽出し 検定に供すること。
40 <u>Pantoea stewartii</u> subsp. <u>stewartii</u> (トウモロコシ萎 ちょう細菌病菌)	(1) 種子について 次のいずれかの措置を 行って本細菌に侵されて いないことを確認し、その 旨を検査証明書に追記す ること。 ア 採種用の親植物につ いて、媒介昆虫の防除が 十分に行われたほ場で 栽培され、生育最盛期に 栽培地検査を行って本 細菌の発生がないこと を確認すること。 イ 採種用の親植物又は 種子について、次の方法 によりPCR法等の適切な 遺伝子診断法による検 定を行って本細菌に侵 されていないことを確 認すること。 (ア) 親植物の検定は、無	40 <u>Anastrepha striata</u>	輸出国の政府機関が別記3 の1の(1)に定める事項を記 載した作業計画を作成し、か つ、当該作業計画が科学的かつ 技術的な見地からみて適切で あることを植物検疫当局によ り確認された場合、輸出国の政 府機関は当該作業計画に基づ いて行う監督の下、次のいづれ かの措置を行って本害虫に侵 されていないことを確認し、そ の旨を検査証明書に追記する こと。 (1) 本害虫が発生していない 状態が維持されている地 域として輸出国の政府機 関が植物検疫当局に認め られた手続により指定す る地域において生産され ること。 (2) 輸出国の政府機関が指定

作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。

(イ) 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 460 粒について、最大 100 粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 4,600 粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の 10% を抽出し、検定に供すること。

(2) テオシント及びトウモロコシの生植物について

次のいずれかの措置を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

する処理施設において、植物検疫当局に認められた方法により本害虫の殺虫処理が行われること。なお、当該殺虫処理を行った場合は、その旨（当該殺虫処理を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に追記すること。

ア 媒介昆虫の防除が十分に
行われたほ場で栽培され、
生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを
確認すること。

イ 生育期間中又は輸出前までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、PCR法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認すること。

(3) サトウキビ属植物の生植物について

次のいずれかの措置を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

ア 媒介昆虫の防除が十分に
行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌

		<u>菌の発生がないことを確認すること。</u> イ <u>生育期間中に、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、PCR 法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認すること。</u>			
41	<i>Tomato mottle mosaic virus</i>	(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について、<u>次の方法により RT-PCR 法等の適切な遺伝子診断法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u> ア (略) イ 種子の検定は、輸出前までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒	41	<i>Tomato mottle mosaic virus</i>	(1) 種子について 採種用の親植物又は種子について RT-PCR 法等の適切な<u>遺伝子学的手法</u>による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア (略) イ 種子の検定は、輸出前までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒

	について、最大 400 粒ずつ行うこと。 なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合は、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し、検定に供すること。 (2) 生植物について 生育期間中又は輸出前までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、RT-PCR 法等の適切な<u>遺伝子診断法</u>による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。		について、最大 400 粒ずつ行うこと。 なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供すること。 (2) 生植物について 生育期間中又は輸出前までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、RT-PCR 法等の適切な<u>遺伝子的手法</u>による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	
(削る。)		42 <u>Bretziella fagacearum</u> (ナラ類しおれ病菌)	<u>培養資材及び根回りの被覆の用に供する資材について、71℃以上で 75 分間以上の熱処理を受けたことを処理した日付とともに検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該熱処理を実施して本菌に侵されて</u>	

				<u>いないことを検査証明書に追記すること。</u>
(削る。)			43 <u><i>Pantoea stewartii</i> subsp. <i>stewartii</i> (トウモロコシ萎ちよう細菌病菌)</u>	<u>(1) 種子について</u> <u>次のいずれかの措置を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u> <u>ア 採種用の親植物について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認すること。</u> <u>イ 採種用の親植物又は種子について、PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認すること。</u> <u>(ア) 親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。</u>

(イ) 種子の検定は、輸出

までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 460 粒について、最大 100 粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 4,600 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供すること。

(2) テオシント及びトウモロコシの生植物について

次のいずれかの措置を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

ア 媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本細

菌の発生がないことを確認すること。

イ 生育期間中又は輸出前までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認すること。

(3) サトウキビ属植物の生植物について

次のいずれかの措置を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

ア 媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認すること。

イ 生育期間中に、同一の荷口単位から無作為に

			<u>抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認すること。</u>
(削る。)		<u>44 <i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラマメトゥルーモザイクウイルス)</u>	<u>(1) 種子について</u> <u>次のいずれかの措置を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u> <u>ア 採種用の親植物について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認すること。</u> <u>イ 採種用の親植物又は種子について、ELISA 法等の適切な血清学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認する</u>

こと。

(ア) 親植物の検定は、無
作為に抽出した植物
及び病徴の疑われる
植物について行うこ
と。

(イ) 種子の検定は、輸出
までに、国際種子検定
協会が定める国際種
子検査規程の抽出方
法に準拠した方法で
同一の荷口単位から
無作為に抽出した
4,600 粒について、最
大 100 粒ずつ行うこ
と。

なお、同一の荷口単
位に含まれる種子が
46,000 粒未満の場合、
当該荷口単位に含ま
れる種子数の 10%を
抽出し検定に供する
こと。

(2) 生植物について

次のいずれかの措置を
行って本ウイルスに侵さ
れていないことを確認し、

			<u>その旨を検査証明書に追記すること。</u> <u>ア 媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認すること。</u> <u>イ 生育期間中又は輸出前までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、ELISA 法等の適切な血清学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認すること。</u>
(削る。)		<u>別記 3</u> <u>地域指定の手続又は殺虫処理の方法の確認手続について</u> <u>1 地域指定の手続又は殺虫処理の方法に係る資料の提出</u> <u>(1) 輸出国の政府機関は、規則別表 2 の 2 の 1 の項から 5 の項まで及び 40 の項により、我が国に輸出をしようとする検疫措置要求植物に関する地域指定の手続又は殺虫処理の方法に係る資料として、次の事項が記載された作業計画を提出するものとする。</u>	

ア 対象となる検疫有害動植物（以下「対象検疫有害動植物」という。）及び検疫措置要求植物に関する事項

イ 輸出国の政府機関及びその他の関係機関の役割や責任に関する事項

ウ 輸出国の政府機関による地域指定の手續に関する事項（指定地域名及び指定地域の維持に関する事項を含む。）又は殺虫処理の方法に関する事項（輸出国の政府機関による殺虫処理施設の指定に関する事項を含む。）

エ こん包施設及びこん包に関する事項（輸出までの間の汚染防止措置やこん包の表示及び封印に関する事項を含む。）

オ 輸出国の政府機関が検査証明書に追記することその他の輸出検査に関する事項（輸出検査において対象検疫有害動植物が発見された場合の対応を含む。）

カ 植物防疫官による輸入検査において、対象検疫有害動植物が発見された場合の対応に関する事項

キ 作業計画の内容の変更等に関する事項

（２）当該作業計画には、（１）の事項の有効性を示す根拠となる対象検疫有害動植物の発生状況の調査結果（無発生を設定するためのシステム、無発生を維持するための植物検疫措置及び無発生が維持されていることの確認方法を含む。）、殺虫試験データ等の技術的根拠を添付するものとする。

ただし、対象検疫有害動植物に関連する植物検疫措置に関する国際基準その他現に国際的に運用されている殺虫処理方法（以下「関連する ISPM 等」という。）による場合は、この限りでない。

（３）輸出国の政府機関は、我が国に輸出をしようとする検疫措置要求植物について、我が国以外の国等向けに輸出実績がある場合は、直近３年間の各年の輸出数量（こん包数を含む。）及び当該検疫有害動植物

	<u>の発見事例に係る情報を植物検疫当局に提出するものとする。</u> <u>2 地域指定の手續又は殺虫処理の方法に係る資料の確認</u> <u>(1) 植物検疫当局は、1により提出された資料が、科学的かつ技術的な見地からみて適切であること（関連する ISPM 等による場合にあっては、当該関連する ISPM 等に適合していること）を確認するものとする。なお、植物検疫当局は、1により提出された資料の内容につき変更を求めることがある。</u> <u>(2) 植物検疫当局は、輸出国の政府機関に対し、1により提出された資料の確認の結果を書面により通知するものとする。</u> <u>3 確認結果の公表</u> <u>植物検疫当局は、2（2）による通知を行った場合には、輸出国の名称、要請のあった植物及び地域指定の手續又は殺虫処理の方法の概要を農林水産省ホームページにおいて公表するものとする。</u>
--	---

附 則

この改正は、令和5年8月1日から施行する。